

役員選挙規程

制定 2024年3月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「日本電話相談学会」(以下「本会」という。)会則第10条7項にもとづいて、同第10条1項に定める役員(理事及び監事をいう。)の選出について定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 選挙の運営は選挙管理委員会がこれをおこなう。

2 選挙管理委員会は、役員以外の正会員の中から理事会の決議により選任する。

3 選挙管理委員会は、役員候補者選出日程と実施手続きに関する計画書を作成し、これを全会員に公示する。

4 選挙の管理事務は学会事務局がこれにあたる。

第3章 役員(理事及び監事)選挙

(選挙権および被選挙権)

第3条 役員(理事及び監事)の選挙権は、役員(理事及び監事)の任期が満了する年度の5月1日(以下「選挙台帳作成日」という。)における正会員及び名誉会員が有するものとする。

2 役員(理事及び監事)の被選挙権は、選挙台帳作成日における正会員及び名誉会員が有する。

3 選挙管理委員は、前各項の定めに基づき、速やかに選挙台帳を作成しなければならない。

(役員の数及び投票方法)

第4条 理事は、概ね正会員及び名誉会員10名につき1名の割合で選出するものとし、選出する定数は選挙ごとに理事会で決定する。

2 監事は2名を選出し、理事会で決定する。

3 選挙は自薦他選を問わず立候補制とする。

4 選挙は立候補者の信任投票とし、無記名投票とする。

5 投票は所定の投票用紙による郵便投票とし、指定日までの消印があるものをもって有効とする。

6 開票は選挙管理委員、事務局長のほか1名以上の理事立会いのもとにおこなうものとする。

7 前項の当選者に加えて、理事長は理事会の同意を得て理事若干名および監事を委嘱することができる。

(異議申し立ての取り扱い)

第5条 役員選挙の結果について異議ある者は、選挙管理委員会に対し、異議申し立てを行うことができる。

2 異議申し立てについては、氏名・住所を明記した上、異議の内容を記載した文書により行うものとする。

3 選挙管理委員会は、申し立ての内容について調査を行い、速やかに異議申し立て者に対し回答するものとする。

第4章 理事長および副理事長の選出

(理事長)

第6条 役員の中から、理事長1名を選出する。

2 選出方法は単記無記名投票とし、投票総数の過半数を得た者を理事長とする。過半数を得た者がいないときは再度投票を行い、過半数を得る者が出るまでこれを繰り返す。

3 投票時に欠席の役員は、理事長選出の1回目の投票に関してのみ、事前に不在者投票を行うことができる。

(副理事長)

第7条 副理事長は、第6条の理事長が、前条第1項の理事の中から1名を指名する方法により選出する。

第5章 規程改正

(規程改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は2024(令和6)年4月1日より施行する。